

富山県中央会助成事業の概要

1. 組合特定問題研究会（中央会が事業費を支出する事業）

（1）懇談会の開催

組合等が抱える当面の諸問題を解決するため、専門家・行政機関・関係団体から委員を委嘱し、当該問題を解決するために開催するもので、本会と事前に協議しながら進めるものです。

対象経費 専門家等の謝金・旅費・会場費・通信費・資料費など
予定回数 全体枠30回
事業費規模 1回あたり55千円（自己負担なし）

（2）研修会の開催

組合等が抱える当面の諸問題を解決するため、専門家等を招いて、組合員などに普及させるもので、テーマは、経営全般・税務・労働・異業種交流・新分野進出など幅広いものとなります。

対象経費 専門家等の謝金・旅費・会場費・通信費・資料費など
予定回数 全体枠15回
事業費規模 1回あたり98千円（自己負担なし）

2. 個別専門指導（中央会が事業費を支出する事業）

（1）テーマ別

組合等が抱える法律・税務・会計など諸問題を解決するため、弁護士や税理士等専門家のアドバイスを受けるものです。

対象経費 専門家の謝金
予定回数 全体枠5回実施
事業費規模 1回あたり21千円（補助率2/3、自己負担1/3）

（2）組合別

組合等が抱える法律・税務・会計など諸問題を解決するため、一定の期間（延べ10回）にわたり弁護士や税理士等専門家を派遣して、アドバイスを行うものです。

対象経費 専門家の謝金・旅費
対象組合等 1組合等
指導回数 1組合等あたり延べ10回
事業費規模 231千円（補助率2/3、自己負担1/3）

3. 組織化集中指導（中央会が事業費を支出する事業）

一定のテーマを持った中小企業グループに対し、組織化の進め方・共同事業の進め方等について、専門家等の助言を受けて指導を行うもの、又は各事業別に組織された組合等を対象にして、専門家等を活用しながら組織運営指導を集中的に行うものです。

対象経費	謝金・旅費・会議費・会場借料・資料費
指導回数	3回
事業費規模	315千円（補助率2/3、自己負担1/3）

4. 青年部研究会（中央会が事業費を支出する事業）

今後の中小企業を担う青年経営者等の資質の向上を図るとともに、こうした青年経営者等の活力と創意工夫が組合等の活動に発揮されることを期待して、組合等の青年部活動に助成するものです。

対象組合等	組合等の青年部
対象内容	①経営管理・販売管理・経理・財務・労務・組織運営等に関する青年経営者等の資質の向上を図るための研究 ②新製品の開発・新技術の導入・新分野進出・その他当該業種が直面している問題に関する研究 ③中小企業および組合等の今後のあり方に関する研究
助成対象数	2組合等
対象経費	謝金・旅費・会議費・会場借料・資料費等
開催回数	3回
事業費規模	255千円（補助率2/3、自己負担1/3）

5. 女性部研究会（中央会が事業費を支出する事業）

中小企業並びに組合等が従来に増して活性化を図るためには、「女性の視点でものを考える、見る」ということが重要であり、組合等における女性活動の活発化を図るため、その研究会の開催に助成するものです。

対象組合等	組合等の女性部
助成対象数	2組合等
対象経費	謝金・旅費・会議費・会場借料・資料費等
開催回数	3回
事業費規模	255千円（補助率2/3、自己負担1/3）

以下の事業(3頁)は小企業者組合(※)を対象とした助成事業です。

6. 小企業者特別講習会（中央会が事業費を支出する事業）

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象とした講習会及び研修会にかかる経費を補助します。

(1) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額の上限は100千円とし、補助対象経費総額の2/3を補助します。

7. 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業（組合が事業費を支出する事業）

小企業者組合が組合員及び組合の活性化のために実施する事業に関するフィージビリティ・スタディ（実現可能性調査）にかかる経費及びその結果を活用した具体化のための事業にかかる経費を補助します。

(1) 事業内容

次の①及び②を実施する組合等について補助対象とします。

- ① 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、今後の原材料の安定的確保、消費者ニーズに対応する新たな意匠開発、他分野等との連携による技術開発、物流システムの効率化、伝統技能の継承、等に関するフィージビリティ・スタディ
- ② 上記のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発、テストマーケティング等の具体化のための事業

(2) 補助対象経費

事業の実施に必要な謝金・旅費・会議費・印刷費・原稿料・雑役務費・通信運搬費・消耗品費・借損料・委託費

(3) 補助金額・補助率

補助対象経費の2/3以内又は1,200千円以内のいずれか低い額

(4) 補助事業実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成30年2月中旬まで

(5) 補助の申込み

補助事業を実施しようとする組合は、事前に本会与打合せのうえ、補助金公募申請手続きが必要です。

※小企業者組合とは

- ① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人（以下同じ））以下の会社及び個人）であるもの
- ② 事業協同小組合及び企業組合
- ③ 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの
- ④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの
- ⑤ 前記①～④に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの

以下の事業(4頁)は小規模事業者組合(※)を対象とした助成事業です。

8. 取引力強化推進事業(組合が事業費を支出する事業)

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う、先進的又は波及効果・横展開が期待できる次の事業に対して補助します。

(1) 具体的な事業分類

A. 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業

B. 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業

C. ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージの検討・作成を行う事業

D. 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業

(2) 補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

(3) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は200千円を上限(下限額は100千円)とし、補助対象経費の2/3を補助します。(現在、予算枠未定につき上限額変更の可能性あり)

(4) 補助事業実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成30年2月中旬まで

(5) 補助対象組合の選定

選考委員会において対象組合を選定します。

※小規模事業者組合とは

- ① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人(以下同じ))以下の会社及び個人)であるもの
- ② 事業協同小組合及び企業組合
- ③ 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの
- ④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの
- ⑤ 前記①～④に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの

全国中央会助成事業の概要

全国中央会では、組合等の健全化並びに当該業界の振興発展を図るため、国の補助を受けてその事業費の一部を助成する事業を行っています。

1. 中小企業組合等活路開拓事業（組合が事業費を支出する事業）

事業の内容 中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓をはじめ、単独では解決困難なテーマ（生産性の向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化の促進、技術・技能の継承等）について組合等が、改善・解決を目指すプロジェクト（**中小企業組合等活路開拓事業**（展示会等出展・開催事業を除く。））、又は販路拡大等のために、組合等や組合員等の既存の製品及び技術等を持ち寄って国内外の展示会等に出展あるいは開催する事業（**展示会等出展・開催事業**）に対し支援を行います。

補助金額 「**中小企業組合等活路開拓事業**（展示会等出展事業を除く。）」については、補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588千円(予定)を上限とし、1,000千円を下限とします。（事業終了後3年以内に「売上が10%以上増加することが見込まれる」又は「コストが10%以上削減することが見込まれる」事業については、上限20,000千円(予定)）
「**展示会等出展・開催事業**」については、補助対象経費総額の10分の6以内であって、5,000千円(予定)を上限とします。

2. 組合等情報ネットワークシステム等開発事業（組合が事業費を支出する事業）

事業の内容 組合等が情報ネットワークシステム等の開発を目指し、組合事業計画等の業務分析、計画立案、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究を行う事業（基本計画策定事業）や、組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムに関する開発及びこれらシステムの普及のための事業（情報システム構築事業）に対し支援を行います。

補助金額 補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588千円(予定)を上限とし、1,000千円を下限とします。（事業終了後3年以内に「売上が10%以上増加することが見込まれる」又は「コストが10%以上削減することが見込まれる」事業については、上限20,000千円(予定)）

※ 事業内容の詳細、応募方法等は、全国中央会のホームページをご覧ください。
(<http://www.chuokai.or.jp>)